

募集型企画旅行契約(標準旅行約款)

< 1 >

総則

適用範囲

約款に定めのない事項は、「法令」「慣習」による

「特約」がある場合には、「特約」が優先

「特約」の条件

- ・ 書面
- ・ 法令に反しない
- ・ 旅行者に不利にならない

用語定義

募集型企画旅行：旅行業者が、旅行者募集のために予め、旅行の目的地、日程、旅行サービスの内容、旅行代金を定めた旅行計画を作成し、実施する旅行の事【2005年改正】

通信契約：旅行業者等が提携するクレジットカード会社のカード会員である旅行者との間で、電話、郵便、ファックスその他の通信手段による申込を受けて締結する募集型企画旅行契約であり、旅行代金の支払や払戻しについて、クレジットカード会社のカード会員規約に従って決済する事を予め旅行者が承諾し、かつ旅行代金等を約款の規定により支払う事を内容とする募集型企画旅行契約をいう

カード利用日：旅行者が旅行代金等を支払う日、又旅行業者が払戻金を払い戻す日

旅行契約の内容

旅行業者は、旅行者が旅行日程に示された旅行サービスを受けられるように、必要な手配をし、旅程を管理することを引受ける。

手配代行者

旅行業者は、手配の全部又は一部を手配代行者に代行させることがある。但し、手配代行者の手配行為は、旅行業者の責任である。

募集型企画旅行契約(標準旅行約款)

< 2 >

契約の締結

契約の申込

- 1) 募集型企画旅行の申込は、所定の「申込書」と「申込金」のふたつを提出してなされなければならない。
- 2) 通信契約の申込をしようとする旅行者は、「募集型企画旅行の名称」「旅行開始日」「会員番号等」を旅行業者に通知しなければならない。(申込金の提出は不要。)
- 3) 申込金は、旅行代金、取消料、違約金のそれぞれ一部に充当する。
- 4) 募集型企画旅行の参加の際、車椅子の手配、解除者の同行など特別な配慮がいる旅行者は、契約の申込に申し出る。(この場合の費用は、旅行者の負担である。)

電話等による予約

- 1) 電話、郵便、ファックスその他の通信手段でも、募集型企画旅行の予約を受け付ける。
- 2) 予約の時点では、契約は成立していない。
- 3) 旅行者は、旅行業者が予約の承諾を通知した後、旅行業者が定める期間内に申込書と申込金を提出または会員番号等を通知しなければならない。
- 4) 申込書と申込金の提出があったとき又は会員番号等の通知があった時、募集型企画旅行の獣医は、予約の受付の順位による。
- 5) 旅行者からその期間内に申込金の提出がなかった場合又は会員番号等を通知しなかった場合は、予約がなかったものとして処理する。この場合、旅行業者が取消料を請求する事ができない

契約締結の拒否

- 1) 旅行者が参加条件を満たしていない
- 2) 応募者旅行者数が募集予定数に達した
- 3) 旅行者が、他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施の妨げの恐れるおそれがある
- 4) 旅行業者の業務上の都合
- 5) 通信契約で提携会社のカード規約に従って旅行代金が決済できない
(旅行者のクレジットカードが無効になっているなど)

契約の成立時期

- 1) 旅行業者が契約の締結を承認し、申込金を受理した時に成立
- 2) 通信契約の場合は、旅行業者が通信契約の申し込みを承諾する旨の通知を
発した時に成立。
- 3) 通信契約の場合で、承諾通知をファクシミリや電子メールなどの情報通信技術を利用する場合は、
通知が旅行者に到達した時に成立。(電子承諾通知)

契約書円の交付、確定書面

- 1) 旅行業者は、契約成立後速やかに、契約書面を旅行者に交付する
- 2) 契約書面には、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金等旅行条件、旅行業者の責任に関する事項を記載
- 3) 契約書面で、旅行日程、運送・宿泊機関名を確定できず記載できない場合には、利用予定の宿泊機関名及び表示上の重要な運送機関名を限定して列挙できる。
- 4) 契約書面で確定できなかった旅行日程、宿泊機関名、重要な運送機関名は、確定書面で特定する。
- 5) 確定書面の交付期日は契約書面に記載する
- 6) 確定書面の交付期日は、契約書面交付後、旅行開始日の前日まで。
但し、旅行開始前日から起算して7日目以降に申込があった場合は、旅行開始日まで。
- 7) 旅行者からの手配状況の問い合わせには、確定書面交付前であっても旅行業者は迅速・適切に回答する

契約書面・確定書面と情報通信技術の利用

- 1) 旅行業者は、取引条件の説明書面、契約書面、確定書面の交付に代えて、ホームページや電子メール等で書面の記載事項を提供する事がある。(旅行者の事前の承諾必要)
- 2) 旅行業者は、旅行者がこれらの記載事項を記録された事を確認しなければならない。
- 3) 旅行者が記録できない時は、旅行業者は旅行者が閲覧した事を確認しなければならない。

旅行代金

- 1) 契約書面に記載された期日までに支払う
- 2) 通信契約で締結した場合、旅行業者は所定の伝票に旅行者の署名なしに提携会社のカードにより旅行代金の支払を受ける。この場合のカード利用日は旅行契約成立日とする。

募集型企画旅行契約(標準旅行約款)

< 3 >

契約の変更

契約内容の変更

天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止など、旅行業者の関与しない事由により旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむをえない場合は、旅行業者は契約内容を変更する事ができる。

- 1) 旅行開始前後を問わない。
- 2) 予め理由を説明(承諾不要)
- 3) 緊急の場合には変更後に説明でも可

旅行代金の変更

- 1) 運送機関の適用運賃、料金が通常想定される程度を大幅に超えて増額された場合で、旅行開始前日から起算して16日目以前に旅行者に通知した時
- 2) 天災地変などで旅行業者の関与しない事由による契約内容の変更に伴って旅行費用が増減した場合。
- 3) 運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なって設定されていることを契約書面に明記している場合で、契約成立後に利用人数により旅行代金に変更になった場合

旅行者の交替

- 1) 募集型企画旅行契約は、旅行業者の承諾があれば、第三者に譲渡できる。
- 2) 承諾を求める場合、申込書と手数料を提出する。
- 3) 旅行業者が承諾した時に譲渡が成立。
- 4) 譲受者は、最初に契約した旅行者の権利と義務を引継ぐ。

契約の解除

旅行者の解除権

- 1) 旅行者は取消料を支払う事でいつでも募集型企画旅行契約を解除できる。
通信契約を解除の場合、提携会社のカードにより取消料の支払を受ける
- 2) 以下の5つの場合、取消料の支払うことなく募集型企画旅行の契約を解除できる。
 - (1) 契約内容に重要な変更が生じた時
 - (2) 経済情勢等の変化等により通常想定される程度を超えた、運賃・料金の大幅増額による旅行代金の増額が旅行者に通知された時
 - (3) 天災地変などのため、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるか、そのおそれが極めて高い時。
 - (4) 旅行業者が旅行者に対して、契約書面で定めた期日までに確定書面を交付しなかった時
 - (5) 旅行業者の責任で、契約書面に記載した旅行日程どおりの旅行が不可能となった時
- 3) 旅行開始後の契約解除は取消料を支払う(取消料なしでの解除は認められない)

4) 旅行開始後、日程変更により旅行サービスの提供が受けられなかった部分については、取消料の支払なしに、契約解除する事ができる。

5) 上記4)の契約解除については以下の式により払戻しを受ける事ができる。

【2005年改正】

払戻し額 = 旅行代金 (既に提供を受けた旅行サービスの対価 + 旅行サービス提供者に支払う取消料・違約料)

旅行業者の解除権等 (旅行開始前)

1) 旅行業者は以下の8つの場合、募集型企画旅行契約を解除する事ができる。但し、取消料は請求できない

- (1) 旅行者が旅行参加条件を満たさないことが判明した時
- (2) 旅行者が病気、介助者が不在などで旅行に耐えられない時
- (3) 旅行者が、他の旅行者に迷惑に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められる時
- (4) 旅行者が合理的な範囲を超える負担を求めた時【2005年改正】
- (5) 最少催行人員に達しなかった時
- (6) スキー旅行における積雪量など、旅行実施の為に条件が整わないおそれが極めて大きい時
- (7) 天災地変、運送・宿泊サービス等のサービス提供の中止などのため、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるか、その恐れが極めて大きい時
- (8) 通信契約を締結した場合において、旅行代金等が提携会社のカード会員規約に従って決済できない時

2) 旅行者が所定期日までに旅行代金を支払わない時は、期日の翌日に解約したものとみなし、違約料を収受できる。

3) 最少催行人員に達しないために募集型企画旅行の実施を取りやめる場合には、旅行開始日の14日前まで、日帰り旅行の場合は4日前までにその旨を旅行者に通知する

旅行業者の解除権等 (旅行開始後)

1) 旅行業者は、以下の3つの場合、理由を説明して募集型企画旅行を解除する事ができる。【2005年改正】

- (1) 旅行者が病気、介助者不在などで旅行を継続できない時
- (2) 旅行者が旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる時 (添乗員の指示に従わない等)
- (3) 天災地変などで、旅行の継続ができなくなった時

2) 旅行業者が解除したために受ける事ができなかった旅行サービス等については、払戻しを行う。この場合の、運送・宿泊機関等への取消料・違約料は旅行者の負担となる。

旅行代金の払戻し

1) 払戻期日

- (1) 旅行開始前の契約解除・・・解除の翌日から7日以内
- (2) 旅行代金減額、旅行開始後の契約解除・・・旅行終了日の翌日から30日以内

2) 通信契約

払戻期日内に旅行者に通知。カード利用日は通知を行った日

3) 通信契約が解除されても取消料違約金等が発生する場合は、カードにより決済を行う。カードによる決済ができない場合(カード決済不可による旅行業者が契約を解除した場合を含む)は、旅行者は旅行業者の定める期日までに旅行者が諸経費を支払わなければならない。

4) 払戻しをしたからといって、旅行者の損害賠償請求権は消滅しない。

契約解除後の帰路手配

1) 旅行業者が募集型企画旅行解除を旅行途中で解除したときは、帰路手配を頼まれれば引き受けなければならない。但し、「旅行の安全・円滑な実施を妨げた旅行者」については応じなくてよい

2) 帰路の旅行に要する費用は、旅行者の負担である。